

# 第3期高松市中心市街地活性化基本計画事業評価検証等業務委託 提案公募要領

## 1 提案公募の目的

本市は、サンポート高松・中央通りに業務機能が軸として集積しているとともに、8つの商店街からなる中央商店街の商業機能が面的に広がっており、四国の中枢管理都市としての役割を担ってきた。これらの主要な機能を維持・発展させたまちづくりを進めるため、平成19年5月に「高松市中心市街地活性化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、中心市街地の活性化に向けた様々な事業を実施してきており、令和7年3月には第3期の計画期間が満了する。

これまで本市において、現行の基本計画に基づいて事業を実施してきたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、目標の達成には厳しい状況が続いている。このような厳しい状況中でも、本市のまちづくりにふさわしい中心市街地を形成し、更なる発展を遂げるためにも、現行の基本計画を評価検証し、今後の中心市街地の活性化の礎となる新たな施策の検討が重要となる。

本業務は、本市が現行の基本計画において設定した基本方針、目標及び掲載事業などについて総括するとともに、現在の社会情勢及び本市における上位計画を踏まえ、中心市街地の活性化を進めていくため、現計画に位置付けられた事業の評価検証を行い、今後の方向性を明確にした上で、次期高松市中心市街地活性化基本計画（第4期）策定業務に円滑に繋げることを目的としている。

第3期高松市中心市街地活性化基本計画事業評価検証等業務委託の発注に当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施するものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 第3期高松市中心市街地活性化基本計画事業評価検証等業務委託
- (2) 業務内容 「第3期高松市中心市街地活性化基本計画事業評価検証等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月15日（金）まで
- (4) 提案上限額 6,160,000円（税抜き）  
※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、本市の負担を確約するものではない。

## 3 参加資格

企画提案者として必要な参加資格は次のとおりとする。

- (1) 本提案公募の参加表明書提出日現在で、令和5・6年度の高松市の測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿（土木関係建設コンサルタント）に登録されている市内企業又は準市内企業（市内企業及び準市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。）であること。
- (2) 過去15年以内に元請として完了した、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく認定基本計画の策定委託業務の履行実績を有すること（発注機関は、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項に規定する地方公共団体をいう。）に限る。）。
- (3) 仕様書で示す管理技術者等を配置できること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (5) 参加表明提出期限日から契約締結日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

#### 4 提案公募関係資料の交付

- (1) 交付資料
  - ア 第3期高松市中心市街地活性化基本計画事業評価検証等業務委託に関する提案公募要領
  - イ 第3期高松市中心市街地活性化基本計画事業評価検証等業務委託仕様書
  - ウ 申請関係様式
    - (ア) 参加表明書（様式第1号）
    - (イ) 実績調書（様式第2号）
    - (ウ) 見積書（様式第3号）
    - (エ) 質問及び回答書（様式第4号）
- (2) 交付期間  
令和5年4月3日（月）から同月26日（水）正午まで
- (3) 交付方法  
都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室ホームページ上からのダウンロードによる。  
掲載URL：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/kasseika/chushin/kenshou.html>

#### 5 参加表明書の提出等

- (1) 提出方法  
本提案公募において企画提案書の提出を希望する者は、(4)の提出場所等を参照の上、FAX又は直接持参すること。  
※ FAXで提出する場合は、受信確認のため、送信後、送信した旨を参加表明書提出期間中（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び土曜日（以下「市役所閉庁日」という。）以外の日の午前8時30分から午後5時まで）に電話連絡すること（電話番号087-839-2136）。  
直接持参の場合は、市役所閉庁日以外の日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
- (2) 提出書類（提出部数：1部）
  - ア 参加表明書（様式第1号）
  - イ 実績調書（様式第2号）
  - ウ ア及びイで添付を求めている書類

(3) 提出期限

令和5年4月3日(月)から同月11日(火)正午まで

なお、提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

(4) 提出場所等

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室

電話番号 : 087-839-2136

FAX番号 : 087-839-2452

(5) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和5年4月14日(金)午後5時までにFAXで送信する。なお、選定した者には選定通知書を、選定しなかった者には選定しなかった理由を送信する。

## 6 提案等に関する質問

(1) 受付方法

本提案公募による企画提案に関し質問がある場合は、令和5年4月11日(火)正午までに質問及び回答書(様式第4号)を(2)の受付場所等を参照の上、FAXで送信すること。

※ 受信確認のため、送信後、送信した旨を質問受付期間中(市役所閉庁日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)に電話連絡すること。

(2) 受付場所等

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室

電話番号 : 087-839-2136

FAX番号 : 087-839-2452

(3) 受け付けない項目

ア 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問

イ 提出期限後の質問

(4) 質問に対する回答

質問書受付後、速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、企画提案書を提出しなければならない。

ア 閲覧期間

令和5年4月12日(水)から同月26日(水)まで

イ 閲覧時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(市役所閉庁日を除く。)

(閲覧初日に限り、午後1時までに閲覧開始)

ウ 閲覧場所

(2)の受付場所等

## 7 企画提案書及び見積書の提出

### (1) 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、(3)の提出場所に次の書類を直接持参(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、市役所閉庁日を除く。)すること。

#### ア 企画提案書

##### (ア) 企画提案内容

仕様書に示す業務内容を満たした上で、9(1)「審査基準」の審査項目に留意し、企画性、専門性のある企画提案を示すこと。

##### (イ) 書式 A4判(A3判片袖折りも可)

##### (ウ) 部数 6部(正本1部、副本5部)

##### (エ) 留意事項

企画提案書は、業務内容の項目ごとに、具体的な作業内容を明記すること。また、業務実施・執行体制や全体のスケジュール、作業フローについても、併せて記載すること。なお、予算の範囲内で、業務内容以外の提案を盛り込むことは、差し支えない(容量等については、特に定めるものではない。)。提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は一切認めない。

#### イ 見積書

##### (ア) 内容

内訳書を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるようにすること。

具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、提出期間内において、再提出を求めることがある。

##### (イ) 書式

見積書(様式第3号)を使用すること(内訳書の様式は任意)。

##### (ウ) 部数

6部(正本1部、副本5部) ※ 正本には押印をすること。

#### ウ 参考資料(企業としての特性、実績その他を示す資料)

##### (ア) 書式 A4判

##### (イ) 部数 6部(正本1部、副本5部)

### (2) 提出期限

令和5年4月17日(月)から同月26日(水)正午まで

### (3) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市 都市整備局 都市計画課 住宅・まちづくり推進室

## 8 ヒアリングの実施

企画提案者に対し、提案書記載内容についてヒアリングを実施する。

ヒアリングの所要時間は、1事業者当たり約25分(企画提案者による提案要旨説明約15分、質疑応答約10分)を予定しており、ヒアリングには参加表明書に記載されている管理技術者の出席を要する。

なお、ヒアリングの日時・場所は、企画提案者の選定通知において連絡する。

※ 令和5年4月28日(金)予定

## 9 事業者の特定

### (1) 審査基準

次の審査基準に基づき企画提案内容及び見積書を評価し、評定点が最も高い提案者を特定者とする。なお、審査は非公開とする。

審査項目	配点	審査事項
(1) 業務実施体制、調査実施スケジュール	5点	・業務遂行能力があるか。 ・適切な業務実施体制となっているか。 ・実施スケジュールは適切か。
(2) 業務の実績	5点	・類似業務において実績があり、企画力、専門性、独創性を生かした成果を上げているか。
(3) 業務目的等の理解度	5点	・業務の目的、内容について十分に理解しているか。
(4) 現況調査等	15点	・業務の基礎資料となるデータの収集方法や、分析の考え方が適切であり、提供能力が十分にあるか。
(5) 提案の具体性	20点	・提案内容が分かりやすく、具体的で適正な手法等の提示から作成されており、一貫性があるか。
(6) 提案の独創性	20点	・提案内容は、既往の手法と比較して、独自性があり、かつ実現的なものとなっているか。
(7) 提案の発展性	20点	・提案内容は、今後の施策立案、事業実施において発展性、将来性が見込める有用なものとなっているか。
(8) 見積金額	10点	・提案内容と比較して、妥当な見積額であるか。
合計	100点	

### (2) 審査結果の公開

特定者の決定後、高松市公式ホームページ「もっと高松」内のまちづくり企画課ホームページ上において、特定者名を公開する。なお、不特定者に関する情報については、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の関係規定に基づき公開・非公開等を判断するものとする。

### (3) 通知

企画提案書及び見積書の特定、不特定については書面により応募者に通知するものとし、審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないこととする。

なお、提案が特定された者であっても、契約手続が完了するまでは、本市との契約関係は生じない。

### (4) 次点繰上げ

契約締結までに、特定された者が本公募要領の「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合又は事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果が次点の者から順に繰り上げて特定の相手方とする。

## 10 契約

- (1) 仕様書  
企画提案招請告示において定める内容を逸脱しない範囲で、契約時に、特定された企画提案書から業務内容に応じた仕様書に変更する。
- (2) 契約方法  
随意契約  
契約は、「高松市土木設計業務等委託契約約款」に基づき行う。
- (3) 契約保証金  
要する（契約金額の100分の10以上の額とする。）。  
高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
- (4) 支払条件  
完了払とし、前金払及び中間払は「無し」とする。

## 11 提案公募に関する留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系（S I）による。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定管理技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載を行った場合又は審査の公平性を害する行為があった場合は、当該表明及び提案を無効とする。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (7) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- (8) 参加表明者及び企画提案者が1者のみの場合においても、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合には、当該企画提案者を特定者とする。

## 12 高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
  - (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
  - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
  - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
  - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
  - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
  - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
  - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

### 13 不当要求行為の排除対策

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)

### 14 周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jpへ、書面による場合は、通報先（高松市公正職務推進委員会又は高松市公正職務審査会）を明らかにした上で、コンプライアンス推進課へ提出してください。

### 15 適正な労働条件の確保

- (1) 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、想定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその金額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

## 16 関係規程について

本公募要領で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。